

## 川口市告示第392号

次のとおり、川口市幼児教育・保育の無償化関係等業務委託受託者を募集するので告示する。

令和6年5月13日

川口市長 奥ノ木 信夫

### 1 目的

この要領は、本市における子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に関する業務のほかに、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う、子育てのための施設等利用給付の給付認定申請におけるデータ電算入力、給付認定通知作成・発送及び給付費償還払い等に係る業務委託等を、公募型プロポーザル方式により、民間事業の創造性、専門性、ノウハウを生かした各社独自の企画や立案の提案の中から最も優れたものを受託候補者として採用することで、業務設計等の効果的かつ効率的な業務執行体制を構築、運営し、本業務を円滑かつ安定的に運営することにより、公共サービスの質の維持向上を図ることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 川口市幼児教育・保育の無償化関係等業務委託
- (2) 履行場所 川口市中青木1-5-1  
川口市役所第二庁舎3階 保育幼稚園課執務室内
- (3) 履行期間 契約締結日より令和9年9月30日まで  
予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。  
また、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の中途において当該契約を変更又は解除することがある。
- (4) 業務内容 別紙「川口市幼児教育・保育の無償化関係等業務委託仕様書」のとおり

### 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 見積限度額	388,859,460円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
（内 訳）	令和6年10月1日～令和7年3月31日 64,809,910円
	令和7年 4月1日～令和8年3月31日 129,619,820円
	令和8年 4月1日～令和9年3月31日 129,619,820円
	令和9年 4月1日～令和9年9月30日 64,809,910円

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で予算見積調書が提出された場合に選考委員会への参加が可能である。

見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

#### 5 スケジュール

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 参加申込書受付開始   | 令和6年5月13日（月）          |
| (2) 参加申込の受付締切日  | 令和6年5月27日（月）午後5時まで    |
| (3) 質問締切日       | 令和6年5月27日（月）午後5時まで    |
| (4) 質問回答日       | 令和6年5月31日（金）までの間に随時回答 |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和6年5月31日（金）（予定）      |
| (6) 企画提案書提出締切日  | 令和6年6月10日（月）午後5時まで    |
| (7) プレゼンテーション   | 令和6年6月26日（水）（予定）      |
| (8) 選定結果通知日     | 令和6年7月上旬（予定）          |

※プロポーザル実施についての説明会は実施しません。

#### 6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和5・6年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。
 

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16

年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) その他業務上必要な条件等
- ・法人格を有していること。
  - ・個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得していること。
  - ・過去 5 年間に於いて、地方自治体（人口 20 万人以上）において、幼児教育・保育の無償化業務等、仕様書に定める業務と同等の業務を受注し、円滑に実施している実績を有すること。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

### (1) 参加申込書（様式第 2 号）

- ア 受付期間 令和 6 年 5 月 13 日（月）午前 9 時～5 月 27 日（月）午後 5 時  
（時間厳守、郵送の場合必着）  
期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）  
②法人概要書（任意様式、パンフレット等）  
③業務受託実績調書（様式第 9 号）  
④プライバシーマーク取得がわかる書類（登録証の写し等）
- エ 提出先 17 に記載した担当あてに提出してください。
- オ その他 郵送により提出する場合は、郵送後に担当あてに電話で送付確認を行ってください。

### (2) 企画提案書

- ア 受付期間 令和 6 年 5 月 31 日（金）午前 9 時～6 月 10 日（月）午後 5 時  
（時間厳守、郵送の場合必着）  
期間外の提出は受け付けません。  
受付期間終了後の書類の差し替え、修正は認めません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①企画提案書（正本 1 部、副本 7 部）  
②見積書及び経費内訳書（1 部）

※企画提案書等は別紙「11 選定基準」を踏まえて作成すること。

消費税及び地方消費税の額を明示すること。

消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。

エ 提出先 17に記載した担当あてに提出してください。

オ 留意事項 提出書類を持参する場合は、事前に担当あてに連絡し、予約を取って来庁してください。

## 8 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和6年5月31日(金)午前10時までに、参加の可否を通知します。

(2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

## 9 質問回答

(1) 質問方法 質問書(様式第5号)を担当あてにメールにて提出

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

メール送信後に担当あてに電話で送信確認を行ってください。

(2) 質問書送付先 083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp

(3) 質問受付期間 令和6年5月13日(月)午前9時～5月27日(月)午後5時

(4) 質問回答期限 令和6年5月31日(金)までの間に随時回答

(5) 回答方法 ・参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知

・川口市ホームページに掲載(<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/>)

## 10 ヒアリング(プレゼンテーション)

(1) 日時 令和6年6月26日(水)(時間は別途通知)

(2) 場所 川口市役所 第二庁舎 地階第1会議室

(3) 出席者 4人以内

(4) プレゼンテーションの時間 概ね40分以内(説明30分 質疑10分)

(5) その他 集合時間、集合場所等の詳細は別途通知します。パワーポイントの使用は可とし、この場合、パソコン等は参加者が用意すること。  
追加資料の持ち込みは不可とする。

## 11 選定基準

別紙選定基準のとおり

## 1.2 選定方法

- (1) 評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等により選定を行います。
- (2) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び企画提案書を無効とします。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者

ウ プレゼンテーションに参加しなかった者

エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 1.3 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、プレゼンテーションに参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 1.4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

## 1.5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとします。
- (5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

#### 1 6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。
- (3) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

#### 1 7 問合せ先

川口市子ども部保育幼稚園課給付係（担当 沼知・清水・渡部）

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

（来庁する場合 川口市中青木 1-5-1 川口市役所第二庁舎 3階）

電話 048-271-9336

F A X 048-252-7776

メールアドレス [083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp)